

美里町の次代を担う青少年が
夢をもち未来を拓き
創造性にあふれる健全育成

美里町青少年健全育成計画



平成21年3月

宮城県遠田郡美里町

美里町の次代を担う青少年が 夢をもち未来を拓き 創造性にあふれる健全育成を願って



美里町長
佐々木 功 悦

町は、「青少年が健やかに育って欲しい」と願い家庭や学校・地域社会の大人や青少年健全育成に関わる団体・機関と連携しながら様々な取り組みを行ってまいりました。

しかしながら、現在の青少年を取り巻く環境は、複雑多様化となっており、青少年が健やかに育っていく環境としては大変憂慮される状況になっております。

こうした状況を改善するため、町をはじめとする青少年健全育成関係団体が、今何ができるのか真剣に考え、青少年への支援策に取り組んでいくことが重要であると考えております。

このことから、「美里町の次代を担う青少年が夢をもち未来を拓き、創造性にあふれる健全育成」を基本理念とする美里町青少年健全育成計画を策定いたしました。

今後、この健全育成計画のもと関係機関・団体等と一層の連携を図り、施策の実現に努めてまいりますので、ご理解と御協力をお願い申し上げます。

平成21年 3 月

目 次

はじめに	計画策定の目的	1
	基本的な考え方	
	計画の性格と役割	
	基本理念	2
	対象範囲	
	計画期間	
	美里町青少年人口などの現状	3～6
基本構想	青少年の創造性と社会性を培う支援	8
	青少年を心豊かに、たくましく育む支援	9
	青少年を地域ぐるみで健全育成支援	
	青少年が安全・安心に生活できる地域社会の醸成	10
基本計画	心身の健康づくり	12・13
	創造性豊かで生きる力を育む支援	
	国際交流の推進	14
	非核・平和学習の推進	
	家庭機能の充実と家庭教育の支援	
	子育て支援・保健指導の充実	15
	青少年の地域活動参加及びリーダー育成の支援	
	地域に開かれた学校づくりの推進	
	青少年の人権擁護と人権教育の推進	16
	青少年健全育成総ぐるみ運動	
	青少年の相談活動の充実・自立支援	
	職業観の醸成と職業能力向上のための学習機会の提供	
	安全・安心な地域社会環境づくり	17
美里町青少年健全育成計画体系		18
基本計画主な年次別指標		22～27
青少年健全育成推進体制	推進体制の充実	28
	普及啓発活動の推進	



は じ め に

1. 計画策定の目的

少子高齢化の人口構造、国際化、都市化、核家族化、高度情報化などの社会変革は、家庭や学校、地域など青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしております。

青少年は、次代の担い手であり、創造性にあふれ、心豊かでたくましい育成が望まれます。

次世代を担う青少年の健全育成は重要な取り組みであることから、国では「青少年育成施策大綱」及び宮城県では「青少年の健全な育成に関する基本計画」を策定し、各種施策を展開しております。美里町においても、「美里町青少年問題協議会」で青少年に関わる諸問題の調査・審議を通して、家庭や学校、地域、青少年育成団体、行政などが連携し、青少年の健全育成に努めてきたところであります。

青少年健全育成をより効果的、総合的に推進していくためには、家庭や学校、青少年健全育成団体、地域、企業、行政など共通認識のもとに、より一層連携・協力することが必要であります。

よって、青少年健全育成について、美里町の青少年の現状と課題を把握し、青少年健全育成関係団体と連携を強化し、青少年健全育成施策を総合的かつ効果的に推進するため、「美里町青少年健全育成計画」を策定するものであります。

2. 基本的な考え方

美里町の明日を拓く青少年が、自分自身や家庭、地域などに誇りと愛情をもって社会との絆の中で、自立した個人としてたくましく成長していくための計画を策定するものであります。

この青少年健全育成計画は、美里町の地域性及び近年の諸課題に取り組むため、家庭や学校、青少年育成団体、地域、職場及び行政などが青少年を支援する環境づくりの方向性を体系化したものであります。

3. 計画の性格と役割

- ① 長中期的見通しにたって、美里町の青少年健全育成の方向性と目標、その実現のための方策を明確にするものであります。
- ② 青少年健全育成の基本指針として、各分野における施策を効果的に実行できるよう総合的に推進します。
- ③ 家庭や学校、地域、職場、青少年育成団体、行政などと連携・協力し、ふるさと美里町で青少年を健やかに育む環境の整備に取り組みます。

4. 基本理念

平成18年7月29日に制定された、「美里町民憲章」の精神を基本とし、「美里町の次代を担う青少年が、夢をもち未来を拓き、創造性にあふれる健全育成」を基本理念とします。

5. 対象範囲

青少年の対象年齢は、国の「青少年育成施策大綱」において、おおむね30歳未満の者を対象としております。

このことにより、美里町においても0歳から30歳未満の年齢を青少年の対象範囲とするものとします。

6. 計画期間

平成21年度から平成27年度までの7年間とします。ただし、計画の進捗状況や青少年の社会情勢の変化などによることから、計画策定から3年目の平成23年度に見直しを行うものとします。





第 1 美里町青少年人口などの現状

1. 青少年人口の現状及び労働力状態

平成12年の国勢調査では、0歳から29歳の人口は、小牛田地域では、6,514人であり、南郷地域では、2,175人で総数8,689人となっております。

平成17年の国勢調査では、小牛田地域は、5,647人であり、南郷地域では1,843人で総数7,490人となっております。

平成12年国勢調査の総数8,689人から、平成17年国勢調査の総数7,490人となり、1,199人の大巾な減少となっております。

また、平成12年国勢調査では、小牛田地域の総人口に占める青少年の人口割合は、32%、南郷地域では、30%となっております。

平成17年国勢調査では、小牛田地域の総人口に占める青少年の人口割合は、29%であり、南郷地域の総人口に占める青少年の人口割合は27%となっております。平成12年と平成17年国勢調査の小牛田地域と南郷地域との減少割合を比較するとマイナス3%の同率で推移しております。

平成17年国勢調査労働力状態の統計では、15歳から29歳までの年代層の小牛田地域の人口は、3,142人であり休業者と完全失業者は246人で8%の割合となっております。

南郷地域では、この年代層の人口は、1,090人であり、休業者と完全失業者は73人で7%の割合となっており、小牛田地域と南郷地域の休業者と完全失業者の比較割合はほぼ同じ割合となっております。

①青少年人口【0歳から29歳までの人口状況】

国勢調査統計 美里町地域名	平成12年 国勢調査	平成17年 国勢調査	増 減
小 牛 田 地 域	6,514人	5,647人	△ 867人
南 郷 地 域	2,175人	1,843人	△ 332人
計	8,689人	7,490人	△1,199人

②労働力状態【15歳から29歳までの労働力統計の内休業者・完全失業者数】

平成17年 国勢調査統計	美里町地域名	15歳から29歳 までの人口	休業者・完全失業者
	小 牛 田 地 域	3,142人	246人
	南 郷 地 域	1,090人	73人
	計	4,232人	319人

2. 少子高齢化社会

平成12年の国勢調査では、小牛田地域では20,245人、南郷地域は7,150人で総数27,395人となっております。平成17年の国勢調査における小牛田地域の人口は、19,611人、南郷地域の人口は6,718人で、総人口は26,329人であります。

平成12年と平成17年の国勢調査による人口増減は、小牛田地域が634人の減少、南郷地域は432人の減少、総数1,066人の減少となっております。

また、65歳以上の高齢者の人口については、平成12年の国勢調査では、小牛田地域が、4,490人、南郷地域が、1,870人で、総数6,360人であります。

平成17年の国勢調査では、小牛田地域が、4,942人、南郷地域が1,939人となっております。平成12年と平成17年国勢調査と比較すると、521人の増加となっております。

前記の青少年の人口で述べたように、1,199人の減少で減少割合が14%に対し、高齢者の増加が521人で3%の増加割合であることから、少子高齢化社会の状況となっております。

高齢化率は、平成12年が、小牛田地域・南郷地域の総数で23%に対して、平成17年は26%であることから、高齢化が進行している状況にあります。

①【人口状況】

国勢調査統計 美里町地域名	平成12年 国勢調査	平成17年 国勢調査	増 減
小 牛 田 地 域	20,245人	19,611人	△ 634人
南 郷 地 域	7,150人	6,718人	△ 432人
計	27,395人	26,329人	△1,066人

②【65歳以上の高齢者人口】

国勢調査統計 美里町地域名	平成12年 国勢調査	平成17年 国勢調査	増 減
小 牛 田 地 域	4,490人	4,942人	452人
南 郷 地 域	1,870人	1,939人	69人
計	6,360人	6,881人	521人

さらに、世帯数については、小牛田地域は、平成12年の国勢調査では6,065世帯であり、平成17年の国勢調査では6,182世帯で117世帯の増加となっております。南郷地域は、平成12年の国勢調査では、1,802世帯であり、平成17年国勢調査では1,796世帯で6世帯の減少となっております。



このことから、人口が減少している状況であるのに対し、世帯数が総数で111世帯が増加していることは、核家族化が進行しているものと推察されます。

【世帯数】

国勢調査統計 美里町地域名	平成12年 国勢調査	平成17年 国勢調査	増 減
小 牛 田 地 域	6,065世帯	6,182世帯	117世帯
南 郷 地 域	1,802世帯	1,796世帯	△ 6世帯
計	7,867世帯	7,978世帯	111世帯

合計特殊出生率については、厚生労働省の最新の人口動態統計(平成10年から平成14年)では、小牛田地域の合計特殊出生率は、1.55人、南郷地域は1.45人となっている。

(参考) 合計特殊出生率・・・15歳から49歳までに女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数を示しております。

3. 少年の非行状況

遠田署管内における平成17年の少年の刑法犯罪は窃盗24件、傷害1件、器物損壊2件、占有離脱物横領4件で総数31件の発生状況となっております。

平成18年度では、窃盗16件、傷害3件、占有離脱物横領15件、その他(建造物侵入等)7件で総数41件が発生状況し、平成17年度と平成18年度の少年の刑法犯罪の発生件数の増減については、窃盗が8件の減少、傷害2件の増加、器物損壊2件の減少、占有離脱物横領11件の増加、その他(建造物侵入等)7件の増加で総数10件の増加となっております。

平成17年度のぐ犯不良行為は、酒飲19件、喫煙105件、粗暴行為2件、暴走行為2件、家出12件、深夜はいかい94件、怠学11件、不健全性的行為5件、不良交友20件で総数270件の発生状況となっております。平成18年度では、飲酒9件、喫煙112件、暴走行為1件、家出11件、深夜はいかい52件、不健全性的行為3件、不良交友23件で総数215件の発生状況となっております。平成17年度と平成18年度のぐ犯不良行為の発生件数の増減については、飲酒10件の減少、喫煙7件の増加、粗暴行為2件の増加、暴走行為1件の減少、家出1件の減少、深夜はいかい42件の減少、怠学11件の減少、不健全性的行為2件の減少、不良行為3件の増加で総数59件の減少となっております。

少年の非行の特徴としては、窃盗が減少し占有離脱物横領及びその他(その他建造物侵入等)が増加している状況となっております。

また、ぐ犯不良行為については、飲酒及び深夜はいかい、怠学が大きく減少している状況となっております。

【遠田警察署管内少年非行状況】

(件)

刑法犯	件数	刑 法 犯 内 訳				
		窃 盗	傷 害	器物破損	占有離脱 物横領	その他(建造 物侵入等)
平成17年 発生件数	31	24	1	2	4	0
平成18年 発生件数	41	16	3	0	15	7
増 減	10	△ 8	2	△ 2	11	7

ぐ犯 不良行為	件数	ぐ犯不良行為内訳								
		飲 酒	喫 煙	粗 暴 行 為	暴 走 行 為	家 出	深夜は いかい	怠 学	不健全 性的行 為	不 良 交 友
平成17年 発生件数	270	19	105	2	2	12	94	11	5	20
平成18年 発生件数	215	9	112	0	1	11	52	0	3	23
増 減	△ 59	△ 10	7	△ 2	△ 1	△ 1	△ 42	△ 11	△ 2	3

※刑法犯少年：刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法性少年

※ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服さない一定の理由があって、その性格や環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰に触れる行為をするおそれのある少年

青少年健全育成 基本構想

第2 基本構想

青少年健全育成基本計画の策定の考え方、美里町の青少年を取り巻く社会の背景及び青少年の現状を踏まえて、次の主な施策の推進を図ります。

1. 青少年の創造性と社会性を培う支援

～明るく健やかで、創造性にみち、充実した生きがい～

創造性は、文化・スポーツ・生活・各種体験・科学技術などのあらゆる分野に求められることから、青少年の創造性を高めるために多種多様な事業を提供します。

また、青少年期は、人格の基礎が形成される最も重要な時期であり、次代を担う青少年が自らの役割を認識し、多様な交流などにより地域社会の一員としての自覚を培うための事業を支援します。

さらに、社会のルールを守りながら自分らしさを発揮して、いきいきと成長できるよう支援します。

美里町の青少年がいつまでも明るく健やかに、創造性にみちて充実し、生きがいのある社会生活が送れるよう支援します。





2. 青少年を心豊かに、たくましく育む支援

～心豊かに未来を拓く、たくましい力を育む～

今日、少子高齢化、情報化、核家族化、国際化の中で、青少年には、明日の時代を切り拓いていく力が求められており、青少年の発達段階に応じた各分野による支援や地域全体の調整機能の充実を通して、青少年が自己実現を図れるよう支援します。

また、価値観の多様化という時代の中で、家庭や地域のあり方も変化していることから青少年が社会生活上で必要な基本的な生活習慣や思いやる心、善悪の判断力や公共性などの道徳心を身に付けることができるよう学習機会の提供を行います。

美里町の青少年を心豊かに未来に向かって、生きる力がたくましく育むことができるよう支援します。



3. 青少年を地域ぐるみで健全育成支援

～心がふれあい、笑顔が集い、思いやりの地域社会～

青少年が自主的・積極的に育むための地域活動を拡大していくには、地域住民が健全育成に配慮し、地域社会を構成するあらゆる組織及び個人の責任であること認識することが重要であることから、地域ぐるみで青少年健全育成運動を推進します。

また、子どもは虐待などから守られ、のびのびと元気に生きる権利を持っていることから、地域住民や関係機関・団体などと連携を綿密に図り、虐待防止に努めます。

さらに、他人を思いやり大切にする人権尊重の理解や共に生きるなど人権の大切さを認識する人権教育を行うとともに、人権啓発活動を推進し豊かな感性の育成を推進します。

美里町の青少年にとって心のふれあいと、笑顔が集い、思いやりの地域社会を目指します。

4. 青少年が安全・安心に生活できる地域社会の醸成

～やすらぎと安全な暮らしのあるまちづくり～

青少年にとって良好な地域の環境は健全育成につながることから、地域住民及び関係機関・団体などの協力のもとに環境の浄化を推進します。

また、青少年が自律的に行動できるよう年齢に応じた健全育成の支援を行い、いじめや非行、犯罪などの問題行動を未然に防止するよう努めるとともに、地域住民と連携し、多様な活動の機会や居場所づくりに取り組みます。

さらに、様々な情報が大量に供給されている高度情報化社会の中で、青少年が適切な判断力を身に付け、犯罪の被害者や加害者とならないように啓発活動などを行い、青少年が安全・安心して生活できる環境づくりを推進します。



青少年健全育成 基本計画

第3 基本計画

青少年の創造性と社会性を培う支援

1. 心身の健康づくり

①スポーツ活動の環境づくり

スポーツ活動は、爽快感、達成感など精神的な充足や健康の保持増進、体力の向上に有効であると同時に規範意識を身に付けることができるなど青少年の心身の健康づくりに最適であることから、その環境づくりに努めます。

また、スポーツ施設の機能充実と活用の推進を図るとともに、スポーツ指導者の確保と育成に努めます。

【主な取り組み】

- ・ 地域総合型スポーツクラブの支援
- ・ スポーツ少年団の活動支援
- ・ 学校体育施設の開放
- ・ スポーツ教室の充実
- ・ 指導者の育成





②文化・芸術活動などの推進

子どもたちの豊かな感性・創造性を育むため、美里町に継承されている伝統文化や現代の芸術文化に身近にふれ、体験できる機会の充実と学校や文化施設等を拠点として、継続的に体験・習得できる機会の提供に努めます。

【主な取り組み】

- ・ 小学校神楽教室、神楽クラブの活動支援
- ・ 地域に伝わる祭りや年中行事を理解する学習機会の提供
- ・ 芸術鑑賞機会の提供
- ・ 文化財の学習機会の提供

③生活習慣などの学習提供と啓発運動の推進

生活習慣は、子どもたちの心とからだの健康づくりに大きな影響を与えることから、保護者に対する学習機会を提供するとともに、家庭の意識高揚と啓発運動を推進します。

【主な取り組み】

- ・ 基本的生活習慣の学習機会の提供
- ・ 早寝・早起き・朝ごはん運動の推進
- ・ 食育の推進
- ・ 親子料理教室の開催

2. 創造性豊かで生きる力を育む支援

青少年の社会的な自立を支援するために、多様な学習機会の提供と社会参加の機会の提供に努め、想像性豊かで生きる力を育みます。

そして、青少年を地域の中で心豊かで健やかに育てていくために、放課後や週末に様々な世代の人々とスポーツ・文化活動などの交流事業を推進します。

【主な取り組み】

- ・ 学校、社会教育施設などにおける世代間交流事業の開催
- ・ ボランティア活動体験事業、職場体験事業、自然体験事業、週末活動支援事業等の開催
- ・ ジュニアリーダー及びインリーダー等青少年リーダーの養成・活用
- ・ 児童館・児童放課後クラブでの異年齢交流
- ・ 子どもセンター情報誌の発行による情報提供
- ・ 子ども議会の開催

3. 国際交流の推進

国際社会に目を向けた美里人を育成するために次代を担う児童、生徒と青少年を積極的に海外へ派遣するとともに、国際交流フェスタを通して町内に在住する外国人及び留学生との交流を推進します。

【主な取り組み】

- ・国際交流姉妹都市米国ミネソタ州ウイノナ市などへの海外派遣事業
- ・国際交流フェスタの開催及びホームスティ交流の促進
- ・英会話教室の開催
- ・まちづくり人材事業による海外研修参加の促進
- ・町内在住外国人との交流・異文化理解の推進
- ・国際理解学習の推進

4. 非核・平和学習の推進

美里町は「非核・平和都市宣言」により、核兵器の完全廃絶と軍備縮小を世界に訴え、人類の願いである真の世界平和の実現を希求するための学習機会を提供します。

【主な取り組み】

- ・広島・長崎・沖縄に学ぶ派遣事業
- ・非核、平和都市宣言関連事業の開催
- ・原爆パネル展等の開催

青少年を心豊かに、たくましく育む支援

1. 家庭機能の充実と家庭教育の支援

家庭は、子どもたちの人間形成のうえで最も大切な生活の場であることから、家庭の教育力を向上させるため家庭教育に関する学習の機会の提供に努めます。

また、家庭における家族の役割等を再認識するため、一家だんらんに過ごす毎月第3日曜日「家庭の日」の一層の推進を図ります。

【主な取り組み】

- ・家庭教育の学習機会の提供
- ・青少年教育相談員による相談体制の充実
- ・家庭教育指導者・ボランティアの養成
- ・「家庭の日」の運動の推進



2. 子育て支援・保健指導の充実

子どもを心豊かで健やかに育てるためには、子育てに不安な親に対する子育て支援、保健指導の充実に努めます。また、地域ぐるみによる子育てや地域で子どもたちを見守り育むための環境の整備と事業の推進を図ります。

【主な取り組み】

- ・ 親子の保健指導及び健康づくりの学習機会の提供
- ・ 子育て教室、乳幼児学級、家庭教育学級の充実
- ・ 子育て支援サークルの活動支援
- ・ 子育てボランティアの育成
- ・ 放課後児童対策事業の展開
- ・ 保育所及び幼稚園預かり保育の充実

3. 青少年の地域活動参加及びリーダー育成の支援

たくましく思いやりのある青少年を育成するため、地域コミュニティ活動、地域住民との交流、地域でのボランティア活動、地域づくり活動等への参加促進とそれらの活動を通したリーダーの育成に努めます。

【主な取り組み】

- ・ 子ども会活動参加の促進
- ・ スポーツ大会の参加促進及び指導者育成の支援
- ・ 地域行事の企画・運営の支援
- ・ 青年部などの活動の支援
- ・ 青少年育成団体との連携、支援
- ・ 青少年育成団体指導者の育成、支援
- ・ 地域づくり活動の支援

4. 地域に開かれた学校づくりの推進

学校教育における地域学習や体験学習に地域の人材を積極的に活用し、地域が支える学校運営を目指すとともに、空き教室や体育施設を地域に積極的に開放し、学校と地域の交流を促進します。

【主な取り組み】

- ・ 学校教育と社会教育の連携- 融合（学社融合）
- ・ 神楽教室及び神楽クラブなどの活動支援
- ・ 地域理解を促進するため、地域の諸行事を教育活動に活用
- ・ 生涯学習指導者・ボランティアの人材活用による地域教育力の向上

青少年を地域ぐるみで健全育成支援

1. 青少年の人権擁護と人権教育の推進

子どもの虐待やいじめなどがない、互いに相手を思いやる心と人権が尊重される社会づくりに向けた人権擁護と人権教育を推進します。

【主な取り組み】

- ・家庭教育による人権擁護の学習機会の提供
- ・学校での人権教育
- ・人権相談所の開設
- ・児童・生徒による人権啓発ポスター作成
- ・人権啓発ビデオの貸出
- ・町ホームページを活用した情報提供と啓発

2. 青少年健全育成総ぐるみ運動

青少年の健やかな成長を願い、地域、学校、家庭、青少年健全育成団体、企業、行政が一体となり、町民総ぐるみ運動を推進します。

【主な施策】

- ・青少年健全育成推進大会の開催
- ・有害環境の浄化運動
- ・社会を明るくする運動
- ・総ぐるみ運動の啓蒙・啓発

青少年が安全・安心に生活できる地域社会の醸成

1. 青少年の相談活動の充実・自立支援

不登校、いじめ、問題行動など青少年の悩み相談に適切に対応できる教育相談体制の充実に努め、問題解決により自立した生活ができるよう支援します。

【主な取り組み】

- ・学校相談室及び青少年相談室の充実
- ・幼稚園・小・中学校とのいじめ対策情報交換
- ・児童虐待防止関係機関との連携・ネットワークの構築

2. 職業観の醸成と職業能力向上のための学習機会の提供

若者が学ぶことや働くこと、そして社会参加への意欲を高め、社会的な自立に必要な



な多様な学習機会と社会参加の機会の提供に努めます。

【主な取り組み】

- ・ 中高校生によるインターンシップや職場体験事業の開催
- ・ 職業について学ぶ機会の創出
- ・ ハローワークとの連携による雇用に関する情報の提供
- ・ 職業能力向上支援

3. 安全・安心な地域社会環境づくり

地域社会の環境は、青少年の健全育成に大きな影響を与えることから、地域住民や青少年健全育成関係団体が連携して環境の浄化を図るなど、安全・安心な地域社会の環境づくりに努めます。

【主な施策】

- ・ 携帯電話による事件・犯罪防止の啓発
- ・ インターネットを悪用した消費トラブル防止の学習提供
- ・ 青少年健全育成町民総ぐるみ運動の啓蒙・啓発
- ・ 薬物乱用防止の啓発
- ・ 不審者対策の活動支援
- ・ 有害環境の排除活動
- ・ 非行防止活動の推進



基本理念

美里町の次代を担う青少年が 夢をもち

基本構想

1. 青少年の創造性と社会性を培う支援
～明るく健やかで、創造性にみち、充実した生きがい～

2. 青少年を心豊かに、たくましく育む支援
～心豊かに未来を拓く、たくましい力を育む～

基本計画

1. 心身の健康づくり

- ①スポーツ活動の環境づくり
 - ・地域総合型スポーツクラブの支援
 - ・スポーツ少年団の活動支援
 - ・学校体育施設の開放
 - ・スポーツ教室の充実
 - ・指導者の育成
- ②文化・芸術活動などの推進
 - ・神楽教室・神楽クラブの活動支援
 - ・地域に伝わる祭りや年中行事を理解する学習機会の提供
 - ・芸術鑑賞機会の提供
 - ・文化財の学習機会の提供
- ③生活習慣などの学習提供と啓発運動の推進
 - ・基本的生活習慣の学習機会の提供
 - ・早寝・早起き・朝ごはん運動の啓発
 - ・食育の推進
 - ・親子料理教室の開催

2. 創造性豊かで生きる力を育む支援

- ・学校、社会教育施設などにおける世代間交流事業の開催
- ・ボランティア活動体験事業、職場体験事業、自然体験事業・週末活動支援事業などの開催
- ・ジュニアリーダー及びインリーダーなど青少年リーダーの養成・活用
- ・児童館・児童放課後クラブでの異年齢交流
- ・子ども情報センター情報誌の発行による情報提供
- ・子ども議会の開催

3. 国際交流の推進

- ・国際交流姉妹都市米国ミネソタ州ウイノナ市などへの海外派遣事業
- ・国際交流フェスタの開催及びホームスティ交流の促進
- ・英会話教室の開催
- ・まちづくり人材事業による海外研修参加の促進
- ・町内外国人との交流、異文化理解の推進
- ・国際理解学習の推進

4. 非核・平和学習の推進

- ・広島・長崎・沖縄に学ぶ派遣事業
- ・非核、平和都市宣言関連事業の開催
- ・原爆パネル展示などの開催

1. 家庭機能の充実と家庭教育の支援

- ・家庭教育の学習機会の提供
- ・青少年教育相談員による相談体制の充実
- ・「家庭の日」の運動の推進

2. 子育て支援・保健指導の充実

- ・親子の保健指導及び健康づくりの学習機会の提供
- ・子育て教室、乳幼児学級、家庭教育学級の充実
- ・子育て支援サークルの活動支援
- ・子育てボランティアの育成
- ・放課後児童対策事業の展開
- ・保育所及び幼稚園預かり保育の充実

3. 青少年の地域活動参加及びリーダー育成の支援

- ・子ども会活動参加の促進
- ・スポーツ大会の参加促進及び指導者育成の支援
- ・地域行事の企画・運営の支援
- ・青年部などの活動支援
- ・青少年育成団体との連携・支援
- ・青少年育成団体指導者の育成、支援
- ・地域づくり活動の支援

4. 地域に開かれた学校づくりの推進

- ・学校教育と社会教育の連携・融合（学社融合）
- ・神楽教室及び神楽クラブなどの活動支援
- ・地域理解を推進するため、地域の諸行事を教育活動に活用
- ・生涯学習指導者・ボランティアの人材活用による地域教育力の向上

未来を拓き 創造性にあふれる健全育成

3. 青少年を地域ぐるみで健全育成支援
～心がふれあい、笑顔が集い、思いやりの地域社会～

4. 青少年が安全・安心に生活できる地域社会の醸成
～やすらぎと安全な暮らしのあるまちづくり～

1. 青少年の人権擁護と人権教育の推進

- ・家庭教育による人権擁護の学習機会の提供
- ・学校での人権教育
- ・人権相談所の開設
- ・児童、生徒による人権啓発ポスター作成
- ・人権啓発ビデオの貸出
- ・町ホームページを活用した情報提供と啓発

2. 青少年健全育成総ぐるみ運動

- ・青少年健全育成推進大会の開催
- ・有害環境の浄化運動
- ・社会を明るくする運動
- ・総ぐるみ運動の啓蒙、啓発



1. 青少年の相談活動の充実・自立支援

- ・学校相談室及び青少年相談室の充実
- ・幼稚園、小中学校とのいじめ対策情報交換
- ・児童虐待防止関係機関との連携、ネットワークの構築

2. 職業観の情勢と職業能力向上のため学習機会の提供

- ・中高校生によるインターシップや職場体験事業の開催
- ・職業について学ぶ機会の創出
- ・ハローワークとの連携による雇用に関する情報の提供
- ・職業能力向上支援

3. 安全・安心な地域環境づくり

- ・携帯電話による事件、犯罪防止の啓発
- ・インターネットを悪用した消費トラブル防止の学習提供
- ・青少年健全育成町民総ぐるみ運動の啓蒙・啓発
- ・薬物乱用防止の啓発
- ・不審者対策の活動支援
- ・有害環境の排除活動
- ・非行防止活動の推進





青少年健全育成基本計画

主 な 年 次 別 指 標

美里町青少年健全育成基本計画主な年次別指標

基本計画	事業項目	年 次 別 指 標		
		平成21年度	平成22年度 ～ 平成23年度	平成23年度
青少年の創造性と 社会性を培う支援	1. 心身の健康づくり ①スポーツ活動の 環境づくり	・ 総合型地域スポーツ クラブの支援 ・ スポーツ少年団の活 動支援 ・ 学校体育施設の開放 ・ スポーツ教室の充実 ・ 指導者の育成	継 続 評価・充実	計画見直し 年 次
	②文化・芸術活動 などの推進	・ 小学校神楽教室、神 楽クラブの活動支援 ・ 地域に伝わる祭りや 年中行事を理解する 学習機会の提供 ・ 芸術鑑賞機会の提供 ・ 文化財の学習機会の 提供	継 続 評価・充実	計画見直し 年 次
	③生活習慣などの 学習機会の提供 と啓発運動の推 進	・ 基本的生活習慣の学 習機会の提供 ・ 早寝・早起き・朝ご はん運動の推進 ・ 食育の推進 ・ 親子料理教室の開催	継 続 評価・充実	計画見直し 年 次
	2. 創造性豊かで 生きる力を育む 支援	・ 学校、社会教育施設 などにおける世代間 交流事業の開催 ・ ボランティア活動体 験事業、職場体験事 業、自然体験事業、 週末活動支援事業等 の開催 ・ ジュニアリーダー及 びインリーダー等青 少年リーダーの養成 と活用 ・ 児童館、児童放課後ク ラブでの異年齢交流	継 続 評価・充実	計画見直し 年 次



基本計画	事業項目	年 次 別 指 標		
		平成21年度	平成22年度 ～ 平成23年度	平成23年度
		・子どもセンター情報誌の発行による情報提供 ・子ども議会の開催		
	3. 国際交流の推進	・国際交流姉妹都市米国ミネソタ州ウイノナ市などへの海外派遣事業 ・国際交流フェスタの開催及びホームステイ交流の促進 ・英会話教室の開催 ・まちづくり人材事業による海外研修参加の促進 ・町内在住外国人との交流、異文化理解の推進 ・国際理解学習の推進	継 続 評価・充実	計画見直し 年 次
	4. 非核・平和学習の推進	・広島・長崎に学ぶ派遣事業 ・非核、平和都市宣言関連事業の開催 ・原爆パネル展等の開催	継 続 評価・充実	計画見直し 年 次

基本計画	事業項目	年 次 別 指 標		
		平成21年度	平成22年度 ～ 平成23年度	平成23年度
青少年を心豊かに、 たくましく育む支 援	1. 家庭機能の充 実と家庭教育の 支援	・家庭教育の学習機会 の提供・青少年教育 相談員による相談体 制の充実 ・家庭教育指導者・ボ ランティアの養成 ・「家庭の日」の運動の 推進	継 続 評価・充実	計画見直し 年 次
	2. 子育て支援・ 保健指導の充実	・親子の保健指導及び 健康づくりの学習機 会の提供 ・子育て教室、乳幼児 学級、家庭教育学級 の充実 ・子育て支援サークル の活動支援 ・子育てボランティア の育成 ・放課後児童対策事業 の展開 ・保育所及び幼稚園預 かり保育の充実	継 続 評価・充実	計画見直し 年 次
	3. 青少年の地域 活 動 参 加 及 び リーダー育成の 支援	・子ども会活動参加の 促進 ・スポーツ大会参加促 進及び指導者育成の 支援 ・各種行事の企画・運 営の支援 ・青年部などの活動の 支援 ・青少年育成団体との 連携・支援 ・青少年健全育成団体 指導者の育成、支援 ・地域づくり活動の支 援	継 続 評価・充実	計画見直し 年 次



基本計画	事業項目	年 次 別 指 標		
		平成21年度	平成22年度 ～ 平成23年度	平成23年度
	4. 地域に開かれた学校づくり	・学校教育と社会教育との連携・融合（学社融合） ・神楽教室及び神楽クラブなどの活動支援 ・地域理解を促進するため、地域の諸行事を教育活動に活用 ・生涯学習指導者・ボランティアの人材活用による地域教育力の向上	継 続 評価・充実	計画見直し 年 次



基本計画	事業項目	年 次 別 指 標		
		平成21年度	平成22年度 ～ 平成23年度	平成23年度
青少年を地域ぐるみで健全育成支援	1. 青少年の人権擁護と人権教育の推進	・家庭教育による人権擁護の学習機会の提供 ・学校での人権教育 ・人権相談所の開設 ・児童・生徒による人権啓発ポスター作成 ・人権啓発ビデオの貸出 ・町ホームページを活用した情報提供と啓発	継 続 評価・充実	計画見直し 年 次
	2. 青少年育健全成総ぐるみ運動	・青少年健全育成推進大会の開催 ・有害環境の浄化運動 ・社会を明るくする運動 ・総ぐるみ運動の啓蒙・啓発	継 続 評価・充実	計画見直し 年 次





基本計画	事業項目	年 次 別 指 標		
		平成21年度	平成22年度 ～ 平成23年度	平成23年度
青少年が安全・安心に生活できる地域社会の醸成	1. 青少年の相談活動の充実・自立支援	・学校相談室及び青少年相談室の充実 ・幼稚園、小・中学校とのいじめ対策情報交換 ・児童虐待防止関係機関との連携・ネットワークの構築	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	2. 職業観の醸成と職業能力向上のための学習機会の提供	・中高校生によるインターシップや職場体験事業の開催 ・職業について学ぶ機会の創出 ・ハローワークとの連携による雇用に関する情報の提供 ・職業能力向上支援	継続 評価・充実	計画見直し 年次
	3. 安全・安心な地域社会環境づくり	・携帯電話による事件、犯罪防止の啓発 ・インターネットを悪用した消費トラブル防止の学習提供 ・青少年健全育成町総ぐるみ運動の啓蒙、啓発 ・薬物乱用防止の啓発 ・不審者対策の活動支援 ・有害環境の排除活動 ・非行防止活動の推進	継続 評価・充実	計画見直し 年次

第4 青少年健全育成推進体制

1. 推進体制の充実

近年、都市化、少子高齢化、高度情報化、核家族化などにより青少年を取り巻く環境は複雑多様化しております。

青少年の健全育成は、家庭、学校、事業所、地域社会、行政等が相互の連携の下に、社会全体で行わなければならないものです。本町においても、青少年健全育成関係団体と連携を図りながら取り組んでいるところであります。しかし、近年、青少年が抱える問題はより複雑化する傾向にあり、国・県の機関・団体との連携も不可欠となっていることから情報交換を行いながら推進体制の強化を図ります。

また、美里町青少年問題協議会においては、青少年に関する重要事項を調査・審議し、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関し、総合的施策を樹立します。

さらに、青少年行政の所掌範囲は広範で多岐にわたることから関係課、関係機関との連携を図り、総合的かつ効果的な施策の展開に努めます。

2. 普及啓発活動の推進

青少年の健全育成や非行防止の問題は、社会全体とりわけ大人社会の問題であるとの認識に立ち、町民総ぐるみによる活動が積極的に展開されるよう施策の普及・啓発活動を推進し、町民意識の高揚や参画の促進に努めます。